

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 皇居山里門石垣修復第2回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、皇居山里門石垣修復工事からの継続工事であり、残石垣と遺構の解体、及び解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とする工事である。
皇居は周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、石垣修復については、基本的に既存構造通りに復元することが文化財的見地から求められている。
このことにより、前回工事の石垣の解体時には、遺構等の調査や石垣の詳細な調査も平行して実施しており、そのデータに基づき修復を行うものであり、解体と修復が密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	皇居山里門石垣修復第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	石垣修復工事一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 21 年 3 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	114,975,000 円	109,500,000 円	100.00 %
	見 積 金 額	114,975,000 円	109,500,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 第一工業株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築機械設備第3回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物一体の機械設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	第一工業株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築機械設備第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	機械設備工事一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 21 年 3 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	6,667,500 円	6,350,000 円	100.00 %
	見 積 金 額	6,667,500 円	6,350,000 円	

随意契約理由書

- 1 請 負 業 者 名 : 株式会社関電工
- 2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築電気設備ほか第3回工事
- 3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物一体の電気設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社関電工		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦 4 丁目 8 番 3 3 号		
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築電気設備ほか第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電気設備工事一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 21 年 3 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	10,463,250 円	9,965,000 円	97.34 %
	見 積 金 額	10,185,000 円	9,700,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 賢所等改修第6回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。
賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす(株)大林組と随意契約を締結したものである。
また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事とが一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。(会計法第29条の3第4項)

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	賢所等改修第 6 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	改修工事一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 21 年 3 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	106,680,000 円	101,600,000 円	99.40 %
	見 積 金 額	106,050,000 円	101,000,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 宮殿表御座所ほか保全整備工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、宮殿表御座所絨毯敷き替え、連翠ベランダ床石補修を行う工事である。
宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。
㈱大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 7 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿表御座所ほか保全整備一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 7 月 16 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 10 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	27,951,000 円	26,620,000 円	93.91 %
	見 積 金 額	26,250,000 円	25,000,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 常陸宮邸テラス屋根改修ほか工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、常陸宮邸テラス天井裏及び、私室部分の改修を行う工事である。

本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中の限られた時間内に調査及び施工を完了することを計画しているが、すべての工事をこの期間に完了させることは困難であり、御在殿中にも工事を行う必要がある。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設(株)は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 7 月 28 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸テラス屋根改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	テラス屋根改修ほか各一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 7 月 29 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 8 月 29 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	3, 678, 150 円	3, 503, 000 円	97. 05 %
	見 積 金 額	3, 570, 000 円	3, 400, 000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 株式会社本田工務店

2 工 事 件 名 : 那須御用邸供奉員宿泊所内装改修ほか工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、皇族方の御宿泊所の整備を行うことを目的とした工事である。
本工事は、今回皇族方にお泊まりいただくこととなった施設の整備であり、御利用開始までの限られた時間内に工事を完了することが求められる。
この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
(株)本田工務店は、近年において当該施設の改修を唯一施工しており、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 7 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社本田工務店		
3	請 負 業 者 の 住 所	栃木県那須郡那須町大字湯本 2 0 4		
4	工 事 件 名	那須御用邸供奉員宿泊所内装改修ほか工事		
5	工 事 場 所	栃木県那須郡那須町湯本（那須御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	供奉員宿泊所内装改修ほか各一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 7 月 31 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 8 月 7 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	4,129,650 円	3,933,000 円	99.16 %
	見 積 金 額	4,095,000 円	3,900,000 円	

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社竹中工務店

2 工 事 件 名 : 三笠宮邸冷暖房機取設ほか工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、三笠宮邸私室部分の冷暖房機取設及びカーペット敷き張替えを行う工事である。
本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められる。また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
㈱竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 8 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸冷暖房機取設ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事ほか各一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 8 月 19 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 9 月 5 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	5,292,000 円	5,040,000 円	98.80 %
	見 積 金 額	5,229,000 円	4,980,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 鹿島建設株式会社

2 工 事 件 名 : 宮殿豊明殿ほか保全整備工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、宮殿豊明殿絨毯敷き替え、豊明殿配膳室吊金物取り付け、豊明殿女子化粧室漆補修、東渡り廊下改修を行う工事である。

宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

鹿島建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 8 月 25 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂一丁目 3 番 8 号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿豊明殿ほか保全整備一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 8 月 26 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 11 月 28 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	8,568,000 円	8,160,000 円	99.26 %
	見 積 金 額	8,505,000 円	8,100,000 円	

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 御所各所修繕工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、御所各所の修繕を行う工事である。
施工場所は、御留守中の限られた時間内に工事を完了させることが求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる場所である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
(株)大林組は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 8 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	御所各所修繕工事一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 8 月 28 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 10 月 24 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	8,947,050 円	8,521,000 円	99.75 %
	見 積 金 額	8,925,000 円	8,500,000 円	

随意契約理由書

- 1 請 負 業 者 名 : 株式会社竹中工務店
- 2 工 事 件 名 : 高円宮邸電動カーテン取替ほか工事
- 3 随 意 契 約 理 由 :

本工事は、高円宮邸の大応接室等の電動カーテンの取替、三笠宮邸女子職員棟居室壁面結露防止措置等の内装改修を行うものである。

本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる場所も含まれるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

㈱竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 9 月 17 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸電動カーテン取替ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	電動カーテン取替ほか各一式		
8	工 期（自）	平成 20 年 9 月 18 日		
9	工 期（至）	平成 20 年 10 月 31 日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	3,564,750 円	3,395,000 円	98.67 %
	見 積 金 額	3,517,500 円	3,350,000 円	